

公印省略

2 介 第 6 9 5 号
令和 2 年 5 月 1 9 日

各保険者介護保険担当課長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

本県の介護保険行政に日頃からご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本県では4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されて以降、感染拡大の防止を図りつつ医療体制を確保するため、県民や事業者の皆様に、外出自粛や休業要請等を行ってまいりました。

5月14日に本県に対する「緊急事態宣言」が解除されたことから、これまでの休業要請等について5月15日から緩和することとしました。

しかしながら、再度感染が拡大するおそれもあることから、引き続き徹底した感染防止対策を講じる必要があります。

つきましては、貴所管の地域密着型サービス事業所等へ、別紙「「新しい生活様式」の実践例」及び「感染予防対策例と留意点」の周知をお願いします。